



熊本県公報

第13486号
令和7年(2025年)
11月18日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○令和7年11月熊本県議会定例会の招集	(財政課) 1
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課) 1
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(〃) 2
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(〃) 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 2
○道路の供用開始	(〃) 3
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止	(障がい者支援課) 3
○鳥獣保護区の期間更新	(自然保護課) 3
○鳥獣保護区の期間更新	(〃) 3
○鳥獣保護区の期間更新	(〃) 4
○鳥獣保護区の期間更新	(〃) 4
○鳥獣保護区の期間更新	(〃) 4
○鳥獣保護区の期間更新	(〃) 5
○鳥獣保護区の期間更新	(〃) 5
○鳥獣保護区の期間更新	(〃) 5
○鳥獣保護区の縮小	(〃) 6
○鳥獣保護区特別保護地区の指定	(〃) 6
○鳥獣保護区特別保護地区の指定	(〃) 6
○休猟区の指定	(〃) 6
○休猟区の指定	(〃) 7
○休猟区の指定	(〃) 7
○休猟区の指定	(〃) 7
○休猟区の指定	(〃) 8
○特定猟具使用禁止区域の指定	(〃) 8
○特定猟具使用禁止区域の指定	(〃) 8
○特定猟具使用禁止区域の指定	(〃) 8
公 告	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 9
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課) 9
○農用地利用集積等促進計画の認可	(〃) 9
登 載 依 頼	
○第3回熊本県廃棄物処理計画検討委員会の開催	(環境審議会) 11

告 示

熊本県告示第793号
令和7年(2025年)11月28日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。
令和7年(2025年)11月18日
熊本県知事 木 村 敬

熊本県告示第794号
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。
令和7年(2025年)11月18日
熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
重心児デイサービス あるふあ	株式会社アルファ 荒尾市西原町一丁	令和7年(2025年)1	435030 0127	指定保育所 等訪問支援

荒尾市万田2004	目2番6号205 クレタコート荒尾 山下 須美子	1月1日		
-----------	--------------------------------	------	--	--

熊本県告示第795号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。
令和7年（2025年）11月18日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
こども発育支援センターえるびあパーク 菊池市西寺1769番地	NPO法人チャイルドサポートきくち 菊池市西寺1766番地1 北村 聡一郎	令和7年（2025年）11月1日	4351200243	指定児童発達支援

熊本県告示第796号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。
令和7年（2025年）11月18日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
こども発育支援センターえるびあスイッチ 菊池市西寺1769番地	NPO法人チャイルドサポートきくち 菊池市西寺1766番地1 北村 聡一郎	令和7年（2025年）11月1日	4351200250	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第797号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和7年（2025年）11月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）11月18日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	氷川八代線	八代市東陽町小浦字イラノ迫 2076番1地先から同所 2076番1地先まで	前	13.3 ～ 15.4	8.3	災害復旧工事
			後	17.3 ～ 23.5	8.3	

2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）11月18日

熊本県告示第798号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和7年（2025年）11月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）11月18日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本大津線	合志市大字福原字下村廻 891番1地先から 合志市大字竹迫字古閑前 1600番2地先まで	156.0	熊本都市圏渋滞対策工事

2 供用を開始する期日 令和7年（2025年）11月20日

熊本県告示第799号
次のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。
令和7年（2025年）11月18日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
あすなる 宇土市松原町200-7	一般社団法人未来の種 宇土市松山町2030番地1 松田 りか	令和7年（2025年）10月31日	4352300026	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第800号
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
令和7年（2025年）11月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 蛇ヶ谷鳥獣保護区
- 2 区域 玉名市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 20ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年（2025年）11月1日から令和17年（2035年）10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護等、関係機関との連携を図り、その対応に当たる。
鳥獣保護区内での有害鳥獣捕獲を適切に実施し、農林水産業被害の軽減に努める。

熊本県告示第801号
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
令和7年（2025年）11月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 県少年自然の家鳥獣保護区
- 2 区域 宇城市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 面積 760ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年(2025年)11月1日から令和17年(2035年)10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。
利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護等、宇城市や熊本県鳥獣保護センター等関係機関との連携を図り、その対応に当たる。
また、鳥獣保護区周辺の農林業被害の発生状況の把握に努め、関係機関と連携して鳥獣被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の状況を十分考慮し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第802号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年(2025年)11月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 大岳鳥獣保護区
- 2 区域 宇城市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 625ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年(2025年)11月1日から令和17年(2035年)10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥類の保護を図るため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、宇城市や熊本市鳥獣保護センター等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に関しては、鳥獣保護管理員による巡視活動等により、適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農業や水産業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適切な措置を行う。

熊本県告示第803号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年(2025年)11月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 吉尾鳥獣保護区
- 2 区域 芦北町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 510ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年(2025年)11月1日から令和17年(2035年)10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護等、関係町や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。
鳥獣保護区内での有害鳥獣捕獲を適切に実施し、農林水産業被害の軽減に努める。

熊本県告示第804号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年(2025年)11月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 芦北鳥獣保護区
- 2 区域 芦北町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区

- 域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 1, 700ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年(2025年)11月1日から令和17年(2035年)10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護等、関係町や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。
鳥獣保護区内での有害鳥獣捕獲を適切に実施し、農林水産業被害の軽減に努める。

熊本県告示第805号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年(2025年)11月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 市房鳥獣保護区
- 2 区域 水上村(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 625ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年(2025年)11月1日から令和17年(2035年)10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護等、関係市町村や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

熊本県告示第806号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年(2025年)11月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 白髪岳鳥獣保護区
- 2 区域 あさぎり町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 1, 491ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年(2025年)11月1日から令和17年(2035年)10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護等、関係市町村や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

熊本県告示第807号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年(2025年)11月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 大矢野鳥獣保護区
- 2 区域 上天草市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 1, 100ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年(2025年)11月1日から令和17年(2035年)10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護等、関係市町村や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

熊本県告示第808号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第2項の規定により、鳥獣保護区を縮小するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年（2025年）11月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 宇城鳥獣保護区
- 2 区域 熊本市、宇城市、宇土市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 2,263ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年（2025年）11月1日から令和16年（2034年）10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、関係市町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第809号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第4項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年（2025年）11月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 白髪岳鳥獣保護区白髪岳特別保護地区
- 2 区域 あさぎり町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 150ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年（2025年）11月1日から令和17年（2035年）10月31日まで
- 5 特別保護地区の保護に関する指針
利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護等、関係市町村や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

熊本県告示第810号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第4項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年（2025年）11月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 市房鳥獣保護区市房特別保護地区
- 2 区域 水上村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 56ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年（2025年）11月1日から令和17年（2035年）10月31日まで
- 5 特別保護地区の保護に関する指針
利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護等、関係市町村や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

熊本県告示第811号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第3

4 条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年（2025年）11月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 乙女特例休猟区
- 2 区域 甲佐町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 520ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年（2025年）11月1日から令和10年（2028年）10月31日まで

熊本県告示第812号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年（2025年）11月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 南特例休猟区
- 2 区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,400ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年（2025年）11月1日から令和10年（2028年）10月31日まで

熊本県告示第813号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年（2025年）11月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 市房特例休猟区
- 2 区域 水上村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 521ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年（2025年）11月1日から令和10年（2028年）10月31日まで

熊本県告示第814号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年（2025年）11月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 白髪岳特例休猟区
- 2 区域 あさぎり町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 299ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年（2025年）11月1日から令和10年（2028年）10月31日まで

熊本県告示第815号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年（2025年）11月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 十万山特例休猟区
- 2 区域 天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1, 200ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年（2025年）11月1日から令和10年（2028年）10月31日まで

熊本県告示第816号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和7年（2025年）11月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 鞍岳特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 菊池市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 80ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年（2025年）11月1日から令和17年（2035年）10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第817号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和7年（2025年）11月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 熊本港特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 熊本市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 924ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年（2025年）11月1日から令和17年（2035年）10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第818号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和7年（2025年）11月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 名称 城南特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 熊本市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1, 077ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年（2025年）11月1日から令和17年（2035年）10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県公告第676号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）11月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小池字柳原1477番1、同1478番、同1479番、同1480番、同1481番1、同1482番1、同1483番1及び同1484番1
7, 846.04平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区菅原町8-21再起第2ビル
株式会社マイシン

熊本県公告第677号
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和7年（2025年）11月18日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
那須 マサコ	水上村	坂本 壮真	水上村	球磨郡水上村大字湯山字池ノ元2435-99
白石 重光	相良村	生田 敦士	相良村	球磨郡相良村大字深水字新村158-1ほか4筆
株式会社LonLon農園	相良村	株式会社大泉龍寺	あさぎり町	球磨郡相良村大字川辺字下七折1298-1ほか10筆
白石 重光	相良村	生田 敦士	相良村	球磨郡相良村大字深水字堀内1172-1ほか2筆

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
吉村 陽一	錦町	球磨郡錦町大字一武字蒔田538-1
上田 孝一郎	あさぎり町	球磨郡あさぎり町須恵字諏訪4034-5
株式会社アグリトラストサービス	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上西字西清水1917-30ほか1筆

- 2 認可年月日
令和7年（2025年）11月11日

熊本県公告第678号
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和7年（2025年）11月18日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

所有権の移転を行う者		所有権の移転を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
倉岡 トシエ	熊本市	熊本市南区城南町千町字水落1704番ほか1筆
霍田 禎二	菊池市	菊池市七城町岡田字野中763番1ほか1筆
霍田 イツ子	菊池市	菊池市七城町高田字切明47番1ほか1筆
迫 憲二	菊池市	菊池市西迫間字下原213番ほか4筆
東 イスズ	菊池市	菊池市旭志麓字櫛山1060番30ほか4筆
永田 一男	大津町	菊池郡大津町大字矢護川字櫛山3219番1

		ほか2筆
山田 スズ子	菊陽町	菊池郡大津町大字岩坂字持矢倉908番
田中 智顕	大津町	菊池郡大津町大字岩坂字大森塚2800番2
矢嶋 モリ	大津町	菊池郡大津町大字岩坂字大森塚2800番1
岩下 勇一	大津町	菊池郡大津町大字灰塚字東大畑234番
米村 俊秋	熊本市	上益城郡御船町大字高木字中須120番ほか1筆
藤川 不二男	人吉市	球磨郡相良村大字柳瀬字小原ノ上60番1ほか2筆
有川 軍六	多良木町	球磨郡あさぎり町免田東字北築地4815番
才藤 正弘	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上南字善貞203番ほか1筆
森田 洋子	宇城市	宇城市不知火町大見字角石1594番ほか4筆
菅田 繁	宇城市	宇城市松橋町西下郷字南上割2776番1ほか6筆
後藤 佳代子	宇土市	宇城市小川町南新田字宇土割777番ほか3筆
下村 直矢	阿蘇市	阿蘇市黒川字三十六371番1
江藤 勝喜	阿蘇市	阿蘇市黒川字三十六372番2
作野 逸美	合志市	合志市幾久富字十三部558番
吉永 則重	熊本市	上益城郡益城町大字上陳字覚田112番
橋本 静雄 外1名	益城町	上益城郡益城町大字安永字相田135番
守永 英徳	錦町	球磨郡錦町大字西字山下1131番2ほか2筆
田上 カツ子	山都町	上益城郡山都町原字上舞足787番ほか3筆

所有権の移転を受ける者		所有権の移転を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
藤森 稔	熊本市	熊本市西区河内町白浜字北丸尾1789番ほか4筆
緒方 佐俊	熊本市	熊本市西区沖新町字高砂4758番1ほか1筆
馬原 裕知	熊本市	熊本市南区美登里町字小井手端1161番1ほか1筆
田中 祥一郎	熊本市	熊本市南区白石町字南二丁分439番1ほか5筆
上村 友和	熊本市	熊本市北区植木町内字粕道1716番
坂本 光	熊本市	熊本市西区河内町船津字迫1796番1
横田 憲章	熊本市	熊本市西区河内町白浜字馬米1182番ほか1筆
荒木 彰	熊本市	熊本市南区富合町木原字佛生187番
川上 喬司	熊本市	熊本市南区孫代町字園田233番
清田 美紀夫	玉東町	玉名郡玉東町大字木葉字向田336番
古澤 卓哉	大津町	菊池郡大津町大字矢護川字二尾刈138番1ほか1筆
伊豆野 誠	甲佐町	上益城郡甲佐町大字上揚字宮上827番ほか1筆
仲原 秀一	甲佐町	上益城郡甲佐町大字船津字松本748番3ほか2筆
野口 清吾	甲佐町	上益城郡甲佐町大字糸田字中川原419番ほか3筆

株式会社興陽農援	錦町	球磨郡錦町大字一武字新久保2122番40 ほか1筆
味岡南ヶ丘農園株式会社	あさぎり町	球磨郡錦町大字木上南字三角川1926番2 ほか2筆
那須 史明	多良木町	球磨郡多良木町大字久米字塚田2611番2
木村 武久	多良木町	球磨郡多良木町大字久米字新堀1157番1
清田 雄一郎	阿蘇市	阿蘇市黒川字千丁無田807番682ほか1 筆
岩永 照雄	阿蘇市	阿蘇市一の宮町宮地字金能田861番
木之内 勇樹	阿蘇市	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字蘆子50番2ほか 8筆
沖 琢磨	御船町	上益城郡御船町大字木倉字筒井崎7496番
豊永 健治	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字覚井3177番ほか 3筆
野島 太郎	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原北字宮野939番
高橋 一隆	宇城市	宇城市三角町里浦字島ノ本1902番ほか1 筆

2 認可年月日
令和7年（2025年）11月11日

登 載 依 頼

熊 本 県 環 境 審 議 会 公 告 第 7 号

第3回熊本県廃棄物処理計画検討委員会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。
令和7年（2025年）11月18日

熊本県環境審議会会長 岡本 智伸

- 開催日時
令和7年（2025年）12月3日（水） 午前10時から
- 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階審議会室
- 議題
(1) 第2回検討委員会後の対応
(2) 熊本県バイオマス活用推進計画（第7章）について
(3) 熊本県災害廃棄物処理計画（第8章）について
(4) 熊本県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画（第9章）について
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該委員会の会場において、事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、会場にて午前9時30分から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県廃棄物処理計画検討委員会事務局（熊本県環境生活部環境局循環社会推進課）
（電話096－333－2277）